

## 小樽市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、合併処理浄化槽を設置する者に対し、合併処理浄化槽設置整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽であつて、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上かつ放流水のBODが1リットル当たり20ミリグラム（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。
- (2) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (3) くみ取り槽 し尿を貯留し、定期的にくみ取って処分する方式の便槽（泡又は少量の水を使用する簡易水洗便所で、定期的にくみ取りする方式の便槽を含む。）をいう。
- (4) 宅内配管工事 浄化槽への流入管（便所等からの排水を浄化槽まで運ぶ管をいう。）及びますの設置並びに住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事をいう。
- (5) 補助対象地域 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により事業認可を受けた処理区域を除く市の区域をいう。
- (6) 専用住宅 居住を目的とした住宅又は店舗を併用した住宅で、専ら居住の用に供する部分が延床面積の2分の1以上であるものをいう。
- (7) 転換 単独処理浄化槽又はくみ取り槽を合併処理浄化槽へ入れ替えることをいう。

### (補助金の交付対象)

第3条 市長は、補助対象地域内において、次に掲げる条件を満たす合併処理浄化槽を設置しようとする者（当該専用住宅に居住する者にあつては当該専用住宅を住所地として現に本市の住民基本台帳に登録されている者、当該専用住宅に居住しようとする者にあつては第8条の規定による実績報告書の提出までの間において、当該専用住宅を住所地として本市の住民基本台帳に登録されている者に限る。）に対し、予算の範囲内で補助を行うものとする。

- (1) 自ら居住又は居住しようとする専用住宅であつて、処理対象人員が5人以下の規模の浄化槽であること。
  - (2) 合併処理浄化槽設置整備事業に係る合併処理浄化槽登録要領（平成4年12月施行）に基づく全国浄化槽推進市町村協議会の登録浄化槽であること。
  - (3) 小型合併処理浄化槽機能保証制度（平成5年7月1日施行）に基づく一般社団法人全国浄化槽団体連合会の保証登録浄化槽であること。
  - (4) 法第21条第1項若しくは同条第3項の登録を受け、又は法第33条第3項の規定による届出のある者に工事をさせる浄化槽であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助を行わないものとする。
- (1) 法第5条第1項の規定に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認を受けずに合併処理浄化槽を設置する者
  - (2) 専用住宅を借りている者であつて、合併処理浄化槽の設置について、賃貸人の承諾が得られない者
  - (3) 事業の目的で建築し、又は所有する専用住宅に浄化槽を設置しようとする者
  - (4) 市税を滞納している者
  - (5) 第6条第2項の規定による補助金の交付決定日より前に工事に着手した者
  - (6) 合併処理浄化槽を更新しようとしている者
  - (7) 補助金の交付申請をしようとする浄化槽に対し、他の制度により浄化槽設置に係る補助を受けた者又は受けようとしている者
  - (8) その他市長がこの要綱の趣旨に反し、補助を行うことが適当でないとする者

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、合併処理浄化槽1基の設置に要する費用の額とする。ただし、補助金の額は、次に定める額を限度とする。

5人槽 414,000円

2 転換をする者に対しては、次の各号に掲げる費用について、当該各号に定める額を限度として前項の規定により交付する補助金の額に加算するものとする。

- (1) 単独浄化槽撤去に要する費用 150,000円
- (2) くみ取り槽の撤去に要する費用 120,000円
- (3) 転換に伴う宅内配管工事に要する費用 330,000円

3 次のいずれかに該当する場合は、宅内配管工事に係る費用について補助金を交付しない。

- (1) 新築に伴い浄化槽を設置する場合
- (2) 転換による合併処理浄化槽の設置を、既設住宅の増改築と併せて行う場合。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 既設住宅の間取り等を変えずに水回りのリフォームその他の軽微な改築等を行う場合

イ 既設住宅の間取り等を変えずに子世代、孫世代が居住するための増改築等を行う場合

4 第1項及び第2項の規定による額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 設置場所の位置図
- (2) 住宅を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (3) 設置工事費内訳(見積)書(様式第2号)
- (4) 全国浄化槽推進市町村協議会の登録証の写し
- (5) 登録浄化槽管理票(C票)の写し
- (6) 一般社団法人全国浄化槽団体連合会の保証登録証の写し
- (7) 工事請負契約書の写し
- (8) 市税の納税証明書
- (9) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定により合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査するとともに現地を確認し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者に対しては合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付決定通知書(様式第3号)により、交付しないと決定した者に対しては合併処理浄化槽設置整備事業費補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、それぞれ申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更承認)

第7条 前条第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)が、補助金の交付決定の内容を変更する場合又は補助事業を中止しようとする場合は、申請事項変更等承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認をした場合においては、申請事項変更等承認通知書(様式第6号)により補助対象者に通知するものとする。

- 3 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長へ報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後1か月以内、又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに合併処理浄化槽設置整備事業実績報告書(様式第7号。以下「報告書」という。)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との間で締結した業務委託契約書の写し(補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合には、自ら行うことができることを証する書類)
- (2) 浄化槽法定検査依頼書の写し
- (3) 施工中の状況を写した次の写真
  - ア 浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真
  - イ 基礎工事の状況を示す写真
  - ウ 据付工事の状況を示す写真
  - エ かさ上げの状況を示す写真
  - オ 型式の確認ができる浄化槽本体を写した写真
  - カ 本体工事と宅内配管工事のそれぞれの施工前後及び施工状況について確認できる写真(第4条第2項の規定による宅内配管工事費の加算補助がある場合に限る。)
- (4) 設置工事費内訳(実績)書(様式第8号)
- (5) 施工状況確認表(様式第9号)
- (6) 住民票の写し
- (7) 設置工事費の支払を証明する書類(領収書の写しなど)
- (8) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、報告書を審査するとともに現地を確認し、設置工事が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付額確定通知書(様式第10号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 補助対象者は、前条の規定により通知を受けたときは、合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付額確定通知書の写しを添えて、合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付請求書(様式第11号)により、市長に対して補助金の請求をしなければならない。

2 市長は、前項の規定により請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第11条 市長は、補助対象者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為があったとき。
- (3) 完了した工事が申請のあった内容と著しく相違するとき。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月2日から施行し、同日以降に申請のあった補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。